

小児用肺炎球菌予防接種説明書

1. 予防接種の対象となる病気

◆ 小児の肺炎球菌感染症

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって発生する病気で、そのほとんどが 5 歳未満で発生し、特に乳幼児で発生に注意が必要です。主に気道の分泌物により感染を起こし、症状がないまま菌を保有(保菌)して日常生活を送っている子どもも多くいます。

肺炎球菌が何らかのきっかけで進展すると、肺炎、中耳炎、敗血症、髄膜炎等になったり、あるいは血液中に菌が侵入するなどして重篤な状態になることがあります。特に髄膜炎をきたした場合には 2% の子どもが亡くなり、生存した子どもの 10%に難聴、精神発達遅滞、四肢麻痺、てんかんなどの後遺症を残すと言われています。

2. 沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン(不活化ワクチン)

90 種類以上ある肺炎球菌血清型のうち、重症化しやすい 13 の血清型を予防するようにつくられたのが、小児の肺炎球菌ワクチン(13 価肺炎球菌結合型ワクチン)です。

ワクチン接種により、肺炎球菌(ワクチンに含まれる種類のもの)が血液や髄液から検出されるような重篤な肺炎球菌感染症にかかるリスクを 95%以上減らすことができると報告されています。

3. 副反応

接種局所の紅斑、腫脹、全身反応として主なものは発熱が認められています。

4. 接種時期

初回免疫として生後 2 ヶ月～7 ヶ月に至るまでの間に接種を開始して、27 日以上の間隔で 3 回接種し、生後 12 ヶ月～15 ヶ月に至るまでの間に追加免疫 1 回(3 回目接種から 60 日以上の間隔をおいて)の計 4 回接種します。

この期間の接種を逃した場合は、月齢に応じてそれぞれ次のとおりに接種します。

- ① 生後 7 ヶ月～12 ヶ月に至るまでの間に接種を開始した場合は、初回免疫を 27 日以上の間隔で 2 回、生後 12 ヶ月に至った日以降に追加免疫 1 回(2 回目接種から 60 日以上の間隔をおいて)の合計 3 回接種します。
- ② 1 歳～2 歳に至るまでの間に接種開始の場合は、60 日以上の間隔で合計 2 回接種します。
- ③ 2 歳～5 歳に至るまでの間に接種開始の場合は、1 回接種します。

予防接種を受けるに際し、次のことに十分注意のうえお受けください。

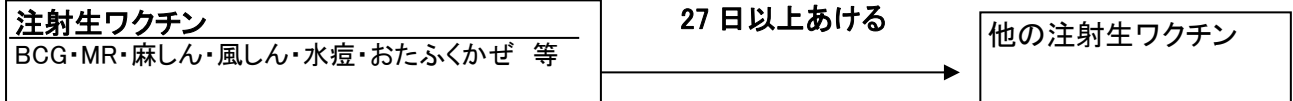
- 予診票は、接種を受けるお子様の当日の健康状態を保護者の方が責任をもってご記入ください。
(各項目の記入漏れがないようご注意ください)
- 説明書及び下記の注意事項をご理解のうえお受けください。

(1) 予防接種を受けられないお子さんは、次のようなお子さんです。

- ① 明らかに発熱のある人(37.5℃以上の方)。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれている成分で※ アナフィラキシーを起こしたことがある人。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

(2) 予防接種の効果や安全性を確保するため、異なる種類のワクチンを接種する際は、次のことにご留意ください。



上記以外では、異なる種類のワクチン接種間隔は制限なし

(3) 接種後の一般的注意事項は次のとおりです。

- ① 接種当日は過激な運動はさけてください。
- ② 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意してください。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすことはやめ清潔にたもってください。
- ④ 局所の異常な反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の判断をお受けください。
- ⑤ 接種後、高熱・けいれん・不機嫌等の異常な症状をあらわした場合は速やかに医師の診察を受けてください。

(4) 予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、給付を受けられる可能性があります。

※その際には、健康増進課までご相談ください

(健康増進課 電話 0285-22-9526)